

広島司法書士会会則

第15章 補 則

(連合会の代議員)

第115条 連合会会則第19条第1項の代議員は、司法書士会員のうちから総会で選出する。

ただし、年度の途中において欠員を生じた場合は、理事会で補欠を選任できるものとする。

2 第28条第2項、第3項、第29条及び第30条の規定は、前項の代議員に準用する。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第116条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長は、会長が、総会の承認を得て委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長が、理事会の承認を得て委嘱する。

4 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、そのときに退任するものとする。

(規程及び細則への委任)

第117条 この会則の施行に必要な規程及び細則は、理事会の承認を経て、会長が定める。

(施行期日)

1 この会則は、認可の日から施行する。

附則（平成20年2月12日法務省民二第538号認可）

1 この会則は、平成20年5月25日から施行する。

1 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

1 この会則は、平成22年5月29日から施行する。

1 この会則は、認可の日から施行する。

附則（平成24年1月16日法務省民二第99号認可）

1 この会則は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）の施行の日（平成24年7月9日）から施行する。

1 この会則は、認可の日又は平成25年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成24年8月31日法務省民二第2245号認可）

1 この会則は、平成25年6月1日から施行する。

1 この会則の変更は、認可の日から効力を生じる。

附則（平成26年10月1日法務省民二第438号認可）

(綱紀調査委員の任期に関する経過措置)

2 会則第48条第7項の規定に基づき最初に選任された綱紀調査委員の任期については、第48条第4項の規定にかかわらず、他の綱紀調査委員の残存期間と同一とする。会則第48条の2第3項の規定に基づき最初に選任された綱紀調査委員の予備委員の任期についても同様とする。

(法務局等の長に対する報告に関する経過措置)

3 第107条の2の規定にかかわらず、会則の変更が効力を生じたときにおいて、既に綱紀調

広島司法書士会会則

査委員会に調査が付託された事案については、なお従前の例による。

1 この会則の変更は、平成27年10月1日から効力を生じる。

1 この会則の変更は、認可の日から効力を生じる。

附則（平成28年3月8日法務省民二第172号認可）

1 この会則の変更は、認可の日から効力を生じる。

附則（平成28年12月16日法務省民二第960号認可）